

政令第 号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項及び第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五の項（十）中「アルキルフェニレンチオエーテル若しくは」を「若しくはアルキルフェニレンチオエーテル又は」に改め、「又はふつ化シリコン油」を削る。

別表第一の七の項（二十二）中「又は窒化アルミニウムガリウム」を「窒化アルミニウムガリウム、三酸化ニガリウム又はダイヤモンド」に改める。

別表第一の一五の項（二）中「電波」の下に「若しくは赤外線」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

国際的な平和及び安全の維持のため、三酸化二ガリウム又はダイヤモンドの基板又はインゴット、ブルーその他のプリフォームについて、輸出に際し経済産業大臣の許可を要する特定の種類の貨物として指定する等の必要があるからである。